

○倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱

平成10年3月23日

告示第61号

改正 平成15年8月6日告示第479号

平成21年4月1日告示第207号

平成23年3月31日告示第178号

平成26年2月25日告示第104号

平成29年1月12日告示第19号

令和3年3月19日告示第146号

令和3年6月10日告示第444号

令和4年12月5日告示第624号

令和5年11月2日告示第664号

令和7年3月28日告示第158号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における雨水の利用及び雨水の流出抑制を推進するため、雨水流出抑制施設を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、都市における浸水被害の軽減及び水資源の有効利用を図り、本市の節水型まちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小規模雨水流出抑制施設 一時的に雨水を貯留する施設であつて、雨どいから直接集水する容量が0.5立方メートル以下の簡易施設(基礎工事等特別な工事を要しないもので、設置及び撤去が容易なものをいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 中規模雨水流出抑制施設 一時的に雨水を貯留する施設であつて、雨どいから直接集水する容量が0.5立方メートルを超え7立方メートル以下の簡易施設、10人槽以下の容量の浄化槽を改造した雨水貯留槽又は容量が0.5立方メートルを超え7立方メートル以下の新設した雨水貯留槽、散水施設及び配水施設で構成されるものをいう。

- (4) 大規模雨水流出抑制施設 一時的に雨水を貯留する施設であつて、7立方メートルを超える新設した雨水貯留槽、散水施設及び配水施設で構成されるものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自己の費用をもって雨水流出抑制施設を設置しようとする敷地の所有者若しくは当該敷地に存する建物の所有者又はこれらの使用者(以下「設置者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が設置者である場合

(2) 次条第2号の場合において、既設の浄化槽を設置するときに倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱(昭和63年倉敷市告示第178号)による補助金の交付を受けて7年以上経過していない場合

(3) 市税、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金を滞納している場合

(4) 雨水流出抑制施設を設置する敷地又は建物の所有者と設置者が異なる場合において、所有者の承諾を得ていないとき

(5) 中規模雨水流出抑制施設(簡易施設を除く。)又は大規模雨水流出抑制施設についてこの要綱による補助金の交付を受け、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)別表第3に定める処分制限期間を経過していない場合

(6) 設置者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

(7) 1ヘクタール以上の開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)において、設置者が河川管理者、道路管理者その他雨水の放流先の管理者と協議し、下流域の治水対策として雨水流出抑制施設を設置する場合

(8) 雨水流出抑制施設の設置について、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受ける場合

(9) 中規模雨水流出抑制施設(浄化槽を改造した雨水貯留槽に限る。)を設置する場合であつて、第6条第1項の規定により交付申請書を提出した日が下水道法(昭和33年法律

第79号) 第9条第2項の規定により市長が告示した下水の処理を開始すべき日から1年を経過した日以後の日であるとき

(10) 前各号に掲げる場合のほか、事業の内容が補助金交付の目的に照らして適当でないと市長が認める場合

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、設置する工事の内容が、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 小規模雨水流出抑制施設を設置する工事

(2) 公共下水道への接続により不要となった既設の浄化槽を改造し、中規模雨水流出抑制施設を設置する工事

(3) 地下埋め込み型又は地上型の中規模雨水流出抑制施設を設置する工事

(4) 地下埋め込み型又は地上型の大規模雨水流出抑制施設を設置する工事（地下浸透に関する工事を除く。）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、当該工事に要する費用と市長が別に定める標準的な仕様に基づいて当該工事を行う場合に要する費用とを比較して、そのいずれか少ない方の額（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、前条第1号、第2号又は第3号に該当する工事にあつては、200,000円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の敷地において1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、配置図（平面図）及び構造図

(2) 施工計画書又は工事内容を明らかにする書類

(3) 見積書の写し又は工事に要する費用を明らかにする書類

(4) 承諾書（敷地又は建物の所有者と設置者が異なる場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受けたときは、これを審査し、補助金交付の適否を決定し、その結果を所定の交付決定通知書又は所定の却下通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、補助金交付の目的を達成するため、必要な範囲内で条件を付することができる。

3 補助事業の着手時期は、第1項の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。
(設置工事の変更又は中止)

第8条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の計画内容を変更し、又は中止しようとするときは、所定の変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、所定の変更等（承認・不承認）通知書により補助事業者に通知するものとする。

(完了検査)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに、所定の実績報告書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書等が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、検査を実施するものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、補助金交付決定に付した条件等に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、所定の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた補助事業者は、所定の請求書により補助金を請求するものとする。

(管理に関する協定)

第11条 前条第1項の規定により通知を受けた補助事業者は、市長との間で雨水流出抑制施設の管理に関する協定書を締結しなければならない。

2 市長は、譲渡等により雨水流出抑制施設の所有者の変更があったときは、新たな所有者と速やかに前項に規定する協定書を締結するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の方法により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 協定書の遵守事項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付されている補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、若しくは担保に供しようとするときは、所定の承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、所定の承認通知書又は不承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月6日告示第479号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第207号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第178号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日告示第104号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 12 日告示第 19 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日告示第 146 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 10 日告示第 444 号）

この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 5 日告示第 624 号）

この要綱は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 2 日告示第 664 号）

この要綱は、令和 5 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日告示第 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。